

平成 28 年度租税特別措置等に係る評価書

ページ

1. 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却【国税】	1
2. 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置【国税】	9
3. 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃【国税】【地方税】	15
4. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充【国税】	19
5. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の 特別控除（中小企業投資促進税制）の拡充【国税】【地方税】	39
6. 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 【国税】【地方税】	49
7. 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充【地方税】	61
8. 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度【国税】	81

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	(法人税:義 所得税:外)(国税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人又は個人が、平成 29 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を、対象事業に農林水産物等販売業を加えた上で、2年間延長する。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・情報通信技術利用事業(コールセンター) …機械及び装置、建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100 ○延長:2年間 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 (直近 14 年) 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の 2 年延長 平成 19 年度:適用期限の 2 年延長 平成 21 年度:適用期限の 1 年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、 情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の 2 年延長 平成 25 年度:適用期限の 2 年延長 平成 27 年度:適用期限の 2 年延長
7	適用又は延長期間	2年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。 《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」 ○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」 ○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」 ○第 30 条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 【「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年6月2日閣議決定）】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 （4）地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
---	------	--------------	---

			③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
	②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年6月策定、28 年3月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 ○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 ○目標値：本特例の適用期間中(平成 29 年度～30 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530 人 (根拠)9③の本特例の効果の見込みに基づく。 ※ なお、本特例がどの程度雇用の増大に寄与したかを確認するため、本特例措置の期間(2年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例を活用した事業者に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。 ・設備投資の目的。 ・本特例措置が、設備投資を行うきっかけ(動機)となったか。また、雇用を増加させるきっかけ(動機)となったか。 ・課税を繰り延べたことにより経営上、どのような効果があったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例の対象事業に農林水産物等販売業を追加することにより、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができる考える。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。 なお、本特例の効果は、上記のとおりフォローアップ調査で確認をする。

9

有効性等

①

適用数等

【適用件数】					
	適用件数(件)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	98	4	0	—	102
平成 24 年度	72	4	0	—	76
平成 25 年度	71	4	0	—	75
平成 26 年度	71	1	0	—	72
平成 27 年度	71	3	—	—	74
平成 28 年度	71	3	—	—	74
平成 29 年度	71	2	—	4	77
平成 30 年度	71	3	—	4	78

【適用額】					
	適用額(特別償却限度額) (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401
平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988
平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168
平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993
平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996
平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	3,504	1,657,888
平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	3,504	1,605,961

※下線を付した年度は推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・平成 27 年度:平成 24 年度～26 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・平成 28 年度:平成 25 年度～27 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 30 年度:平成 27 年度(見込み)～29 年度(見込み)の3年平均。

※ ただし、農林水産物等販売業については、過疎対策室が、農林水産物等販売事業者を対象に平成 26 年度に実施したアンケート調査結果に基づき、算出した。

このアンケート調査の結果、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間に 2,000 万円超の設備投資を行った事業者は、回答事業者 151 社中、39 社であった。これより、件数については、1 年間に 4 件(39÷10≒4)と推計した。

適用額については、上記アンケート調査の結果より、2,000 万円超の設備投資が行われた案件における、1 件あたりの平均取得価額は、機械及び装置が 4,960 万円、建物及び附属設備が 6,333 万円であった。

		これに、それぞれの特別償却率（機械及び装置 10/100、建物及び附属設備 6/100）を乗じ、1件あたりの特別償却限度額を、 (4,960 千円×10/100) + (6,333 千円×6/100) ÷876 千円 と算出し、上記の方法で推計した1年間の適用件数を乗じて (876 千円×4件=3,504 千円)と算出した。 ○想定外に僅少であるか否かについて 前回評価(平成 26 年8月)においては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の結果を使用せず、過疎対策室が市町村に照会した結果を計上していた。当時の調査方法では、国税の情報を通常は了知できない市町村にとって、見込みにより回答せざるを得ない場合が多かったため、過大に計上されてしまったものである。 ○特例の対象の偏在性について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)によれば、別紙のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。 また、前述のとおり、過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 55 市町村であり、都道府県で見ると 24 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。																																																												
②	減収額	<table><tr><td></td><td colspan="5">減収額（千円）</td></tr><tr><td></td><td>製造業</td><td>旅館業</td><td>コール センター</td><td>農林 水産物等 販売業</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>716,230</td><td>9,589</td><td>0</td><td>—</td><td>725,820</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>580,204</td><td>8,332</td><td>0</td><td>—</td><td>588,537</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>227,565</td><td>8,267</td><td>0</td><td>—</td><td>235,834</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>457,631</td><td>3,960</td><td>0</td><td>—</td><td>461,593</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>395,334</td><td>6,423</td><td>—</td><td>—</td><td>401,757</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>338,611</td><td>5,836</td><td>—</td><td>—</td><td>344,447</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>381,873</td><td>5,253</td><td>—</td><td>820</td><td>387,946</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>366,027</td><td>5,743</td><td>—</td><td>816</td><td>372,586</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。 ○減収額の算出方法 前述の9①の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 23 年度: 30%、平成 24 年度～26 年度:25.5%、平成 27 年度:23.9%、平成 28 年度～29 年度:23.4%、平成 30 年度:23.3%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。		減収額（千円）						製造業	旅館業	コール センター	農林 水産物等 販売業	合計	平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820	平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537	平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834	平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593	平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757	平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447	平成 29 年度	381,873	5,253	—	820	387,946	平成 30 年度	366,027	5,743	—	816	372,586
	減収額（千円）																																																													
	製造業	旅館業	コール センター	農林 水産物等 販売業	合計																																																									
平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820																																																									
平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537																																																									
平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834																																																									
平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593																																																									
平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757																																																									
平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447																																																									
平成 29 年度	381,873	5,253	—	820	387,946																																																									
平成 30 年度	366,027	5,743	—	816	372,586																																																									

	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 過疎地域における設備投資が促されることにより、過疎地域における雇用の増大が図られる。 過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(この調査は、主に平成 27 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例の適用事例を尋ねたものである。以下「27 年度過疎対策室調査」という。増加雇用人数は、平成 26 年度に本特例の適用が確認された設備投資に係る人数である)。 ただし、この調査では、本特例の適用が設備投資のインセンティブになったか否かについてはアンケートしていないため、本特例がどの程度寄与したかについて、定量的に把握することはできない。そのため、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていく予定である)。 ○効果の推計 本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数 ・平成 27 年度:731 人 ・平成 28 年度:731 人 ・平成 29 年度:760 人 ・平成 30 年度:770 人 ※ 本特例が設備投資にどの程度寄与したかについては、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていくこととする。 (推計方法) ・ 27 年度過疎対策室調査では、平成 26 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 72、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(適用件数 72 に対して、増加雇用人数 711 人)。この適用件数に対する増加雇用人数の比率を、9①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。 ○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、上記のような、過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。 ○前回評価時から目標を変更している理由 前回評価(平成 26 年 8 月)では、「過疎地域における工場立地件数及び雇用増加人員」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(平成 26 年 10 月)において、「本特例の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては目標値や測定指標を8③のとおり設定した。 《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前
--	---------------------	---

			述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。 なお、本特例は、実際に地域の雇用にとって重要な業種で活用されている。27年度過疎対策室調査において、平成26年度に本特例の適用が確認された法人事業所は72であり、そのうち、77.8%にあたる56の事業所が、その市町村における当該業種に係る雇用者割合が全国平均以上の業種(基盤産業)の事業所であった。ある地域の基盤産業と非基盤産業の従業者数は比例するとされており(出典:総務省統計局ホームページ「地域の産業・雇用創造チャート」(「地域産業構造の見方、捉え方」))、本特例により雇用の増加を図ることで、地域全体の雇用増加につながると考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業等の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。 補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月【H26 総務02】

(別紙)適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	合計 適用額 (千円)	件数	合計 適用額 (千円)	件数	合計 適用額 (千円)	件数	合計 適用額 (千円)
農林水産業	0	0	1	4,884	1	8,055	0	0
鉱業	1	18,172	0	0	0	0	2	44,928
建設業	0	0	0	0	3	18,287	4	58,871
製造業	93	2,348,029	67	2,055,125	55	726,744	48	669,981
食料品製造業	13	545,345	8	272,583	15	179,656	7	192,358
繊維工業	4	12,561	2	5,585	1	8,133	0	0
木材、木製品製造業	1	3,313	3	12,609	5	93,904	3	35,761
家具、装備品製造業	2	14,390	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	1	362	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	2	3,039
化学工業	5	205,914	2	43,852	2	12,253	0	0
石油製品製造業	2	15,979	1	199	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	1	22,858	1	13,421	2	19,392
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	1	7,291	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	38,915	1	960,000	3	75,753	2	35,566
鉄鋼業	3	70,427	3	108,865	1	40,432	1	20,839
非鉄金属製造業	3	45,851	1	3,039	0	0	0	0
金属製品製造業	16	74,372	13	64,141	5	59,728	12	84,243
機械製造業	10	540,135	6	124,639	6	106,991	7	175,041
産業用電気機械器具製造業	5	132,996	5	27,987	3	25,412	4	28,537
民生用電気機械器具電球製造業	3	97,434	2	31,964	2	20,309	1	1,305
通信機械器具製造業	4	148,547	1	6,955	1	521	1	4,665
輸送用機械器具製造業	12	158,621	11	215,791	4	46,573	5	59,809
理化学機械器具等製造業	1	39,674	2	41,998	2	30,315	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	2,279	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	6	157,541	5	112,048	1	3,401	1	9,419
卸売業	2	9,284	3	134,963	1	12,798	6	305,574
小売業	2	11,949	1	80,338	2	7,292	2	6,103
料理飲食旅館業	4	31,962	4	32,674	4	32,421	1	15,531
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	3	54,496	3	583,955
運輸通信公益事業	0	0	0	0	1	4,795	2	103,943
サービス業	0	0	0	0	4	59,396	3	12,812
その他	0	0	0	0	1	549	1	8,465
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	102	2,419,399	76	2,307,986	75	924,838	72	1,810,168

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

※ 四捨五入の関係で、評価書中の適用額と合計が一致しない場合がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目		(法人税:義、所得税:外)(国税4) 【新規・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容		《内容》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80% 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78
4	担当部局		自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長
7	適用又は延長期間		3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的とする。

		《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」 ○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」 ○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」 ○第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」 【「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 （4）地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画（24年6月策定、28年3月改正）】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、条件の不利な過疎地域への企業誘致等を図る。

			○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数 ○目標値： 平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上。 ・根拠：9①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。 なお、本特例措置の期間（3年間）で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用した事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証することとする。 アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。 ・取得した資産及び場所、譲渡した資産及び場所。 ・譲渡価額及び取得価額 ・本特例措置が、資産の買換えを行うきっかけ（動機）となったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。																											
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる。																											
9	有効性等	① 適用数等	【適用件数・適用額（平成 24 年度～平成 31 年度）】 <table><tr><td></td><td>件数</td><td>適用額（千円）</td></tr><tr><td>平成 24 年度（実績）</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>平成 25 年度（実績）</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>平成 26 年度（実績）</td><td>3</td><td>751,453</td></tr><tr><td>平成 27 年度（推計）</td><td>1</td><td>250,484</td></tr><tr><td>平成 28 年度（推計）</td><td>1</td><td>250,484</td></tr><tr><td>平成 29 年度（推計）</td><td>1</td><td>250,484</td></tr><tr><td>平成 30 年度（推計）</td><td>1</td><td>250,484</td></tr><tr><td>平成 31 年度（推計）</td><td>1</td><td>250,484</td></tr></table> ※1:下線を付した年度は推計値を記入している。 ※2:適用額は本特例による損金算入額である。 ○実績の計上根拠について 件数の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 28 年第 190 国会提出）」による。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの件数を特定できないことから、「—」としている。 ○推計値の根拠について ・本特例を適用しようとする事業者は、買換えた資産が過疎地域の市町村内にあることを当該市町村長が証明する書類が必要である。平成 27 年度に過疎対策室でこの証明書の発行実績調査を行ったところ、3件の発行実績があった。これは、あくまで市町村に対して行った証明書の発行実績調査であるため、上記の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく本特例の適用実績とは異なるが、本特例に対するニーズがあることが推察できるため、毎年度少なくとも1件ずつの特例適用を見込んでいる。 ・適用額の推計については、平成 26 年度の適用件数3件における適用額（751,453 千円）から算出した1件あたりの平均額を計上した。		件数	適用額（千円）	平成 24 年度（実績）	—	—	平成 25 年度（実績）	—	—	平成 26 年度（実績）	3	751,453	平成 27 年度（推計）	1	250,484	平成 28 年度（推計）	1	250,484	平成 29 年度（推計）	1	250,484	平成 30 年度（推計）	1	250,484	平成 31 年度（推計）	1	250,484
	件数	適用額（千円）																												
平成 24 年度（実績）	—	—																												
平成 25 年度（実績）	—	—																												
平成 26 年度（実績）	3	751,453																												
平成 27 年度（推計）	1	250,484																												
平成 28 年度（推計）	1	250,484																												
平成 29 年度（推計）	1	250,484																												
平成 30 年度（推計）	1	250,484																												
平成 31 年度（推計）	1	250,484																												

		・平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。 ○特例の対象の偏在性について 本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。 また、実態においても、前述の過疎対策室調査により回答のあった3件は、製造業（非鉄金属工業）、電気事業者、農業関係事業者であり、特定の業種に偏ってニーズがあるわけではない。
②	減収額	平成 24 年度（実績）－ 平成 25 年度（実績）－ 平成 26 年度（実績）119,620 千円 平成 27 年度（推計）63,873 千円 平成 28 年度（推計）63,873 千円 平成 29 年度（推計）63,873 千円 平成 30 年度（推計）63,873 千円 平成 31 年度（推計）63,873 千円 ○実績の計上根拠について 平成 26 年度の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 28 年第 190 国会提出）に基づく適用額に、基本税率 25.5% を乗じて算出した。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの減収額を算出できないことから、「－」している。 ○推計値の根拠について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 28 年第 190 国会提出）による平成 26 年度の適用件数（3 件）から、1 件あたりの平均減収額 63,873 千円を算出し、前述のとおり、毎年度少なくとも1件は適用が見込まれることから、この平均減収額を各年度に計上している。 平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。
③	効果・税収減是認効果	《効果》 過疎地域における企業立地等が促進されることにより、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られ、過疎地域における産業の振興につながるものである。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証することとする。 ○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失うことになる。

			《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで過疎地域における産業の振興につながるという社会的意義があることから、減収を是認する効果があると言える。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月【H25 総務 02】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃
2	対象税目		(法人税:外)(国税5) (法人住民税:外)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容		《内容》 退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。 《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第8条、第83条、第84条、第87条 地方税法(昭和25年法律第226号)第51条、第314条の4 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第68条の4
4	担当部局		自治行政局公務員部福利課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成26年度:退職等年金給付に対する非課税措置の創設 ※退職等年金給付は「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第97号)により創設され、平成27年10月から制度を運用
7	適用又は延長期間		恒久措置を要望
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 《政策目的の根拠》 ○地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) (目的) 第一条 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて <u>地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。</u>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性がある。 このため、特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 ※平成 27 年度における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用利回りの実績は 0.11%であり、特別法人税 1.173%の課税停止がなければ元本割れの状態となる。
9	有効性等	① 適用数等	<u>退職等年金給付組合積立金</u>(地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会) 平成 27 年度末 1,308 億円 ※平成 27 年 10 月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。 平成 28 年度末 3,923 億円(推計) 平成 29 年度末 6,538 億円(推計) 平成 30 年度末 9,153 億円(推計) 平成 31 年度末 11,768 億円(推計) <u>退職等年金給付調整積立金</u>(地方公務員共済組合連合会) 平成 27 年度末 64 億円 ※平成 27 年 10 月より積立を開始しているため、当面の間、給付はないと想定した場合、将来推計値は以下のとおり。 平成 28 年度末 193 億円(推計) 平成 29 年度末 322 億円(推計) 平成 30 年度末 450 億円(推計) 平成 31 年度末 579 億円(推計)
		② 減収額	減収見込額 平成 27 年度: 1,609 百万円(国税:1,432 百万円、地方税:177 百万円) 《算出方法》 平成 27 年度末時点の積立金額(1,372 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。 ※将来の減収見込額(推計値) 平成 28 年度: 4,828 百万円(国税:4,297 百万円、地方税:531 百万円) 《算出方法》 上記⑨①における平成 28 年度末時点の積立金額(4,116 億円)に、1.173%(国税:1.044%、地方税:0.129%)を乗じる。 平成 29 年度: 8,046 百万円(国税:7,161 百万円、地方税:885 百万円)

			平成 30 年度:11,265 百万円(国税:10,026 百万円、地方税:1,239 百万円) 平成 31 年度:14,483 百万円(国税:12,890 百万円、地方税:1,593 百万円) ※算出方法は同上。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 現在、特別法人税の課税凍結により老後の所得確保を支援している。さらに、特別法人税を撤廃することで、地方公務員共済組合等の実施機関や地方公務員等における課税への不安感を取り除くことができる。 《税収減を是認するような効果の有無》 特別法人税が課税された場合、財政状況が悪化する実施機関が多く生じる結果、組合員の老後の所得確保の阻害要因となるおそれがある。 ※平成 27 年度における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用利回りの実績は 0.11%であり、特別法人税 1.173%の課税停止がなければ元本割れの状態となる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	退職等年金給付制度は、税制上の措置を講ずることで、国として地方公務員の老後の所得確保を支援することを目的としている。税制上の支援措置は他に代え難い強力な支援策である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体の住民たる地方公務員の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図ることを目的としているため、地方公共団体においても協力することが相当である。
11	有識者の見解		－
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 ○我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 －試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) －総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) －高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) －特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9
4	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引き上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) ○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。 《政策目的の根拠》 ○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。 ○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。 ○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。
---	------	--------------	--

		② 政策体系における政策目的の位置付け	○政策評価体系 平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画（24 年 6 月策定、28 年 3 月改正）】 Ⅴ. 情報通信（ICT 政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 ○第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年～32 年度）[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5) 未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略） ○成長戦略（日本再興戦略改訂 2016）[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略）。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。 ○科学技術イノベーション総合戦略 2016[平成 28 年 5 月 24 日閣議決定] 第 4 章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1) オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2016（骨太の方針）[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] 第 2 章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1) 生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～（略）～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020 年（平成 32 年）までに官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4% 以上とすることを目標とするとともに、（以下略）
--	--	----------------------------	--

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3% 以上とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文 (Kasahara et al.(2011)) によれば、研究開発税制 (総額型) は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 28 年度経済産業省アンケート調査では約 71% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
--	--	-------------------	---

9	有効性等	① 適用数等	○利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下)) ①適用事業者(法人)数 <総額型(拡充)> 平成24年度 3,297 法人(842 法人) 平成25年度 3,733 法人(886 法人) 平成26年度 3,707 法人(853 法人) 平成27年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成28年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成24年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成25年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成26年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成27年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成28年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) <高水準型(延長)> 平成24年度 131 法人(81 法人) 平成25年度 125 法人(76 法人) 平成26年度 130 法人(80 法人) 平成27年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成28年度 131 法人(81 法人)(見込み) ②減収額実績 <総額型(拡充)> 平成24年度 3,017 億円(42 億円) 平成25年度 4,796 億円(49 億円) 平成26年度 5,281 億円(51 億円) 平成27年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成28年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成24年度 212 億円(209 億円) 平成25年度 241 億円(240 億円) 平成26年度 274 億円(273 億円) 平成27年度 287 億円(286 億円)(見込み) 平成28年度 287 億円(286 億円)(見込み) <高水準型(延長)> 平成24年度 93 億円(0.5 億円) 平成25年度 110 億円(1.4 億円) 平成26年度 55 億円(1.0 億円) 平成27年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成28年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) ※平成24～26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成27、28年度は、「平成28年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成28年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。 なお、平成28年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数
---	------	--------	---

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 27 年度と同数とした。

○将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
・総額型	4,144／事業年度	678,369 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	33,158 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成 30 年度		
・総額型	4,144／事業年度	710,931 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	34,750 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円
平成31年度		
・総額型	4,144／事業年度	745,056 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	36,418 百万円
・高水準型	260／事業年度	9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。（平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算）

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型（輸送用機械）及び高水準型（化学工業）の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成 26 年度総額型適用金額 (単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用金額 (単位: 百万円)		
業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	5,531	104
製造業	5,102	77
化学工業	3,375	3
機械製造業	4	3
電気機械	105	5
食料品	1	1
輸送用機械	459	0
金属製品	2	1
その他製造業	1,156	64
サービス業	417	16
卸売業	10	9
建設業	0	0
その他	2	2
(出典: H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))		
※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。 ※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。		

②	減収額	○減収額実績 <総額型(拡充)> 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円) 平成 25 年度 4,796 億円(49 億円) 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 24 年度 212 億円(209 億円) 平成 25 年度 241 億円(240 億円) 平成 26 年度 274 億円(273 億円) <高水準型(延長)> 平成 24 年度 93 億円(0.5 億円) 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円) 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ○将来推計 <table><thead><tr><th></th><th>適用企業数</th><th>適用金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 29 年度</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>4,144／事業年度</td><td>6,784 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>6,056／事業年度</td><td>332 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>260／事業年度</td><td>99 億円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>4,144／事業年度</td><td>7,109 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>6,056／事業年度</td><td>348 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>260／事業年度</td><td>99 億円</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td></td><td></td></tr><tr><td>総額型</td><td>4,144／事業年度</td><td>7,451 億円</td></tr><tr><td>中小企業技術基盤強化税制</td><td>6,056／事業年度</td><td>364 億円</td></tr><tr><td>高水準型</td><td>260／事業年度</td><td>99 億円</td></tr></tbody></table> ※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 28 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8% 増加させる必要があることから、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。(平成 28 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)		適用企業数	適用金額	平成 29 年度			総額型	4,144／事業年度	6,784 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	332 億円	高水準型	260／事業年度	99 億円	平成 30 年度			総額型	4,144／事業年度	7,109 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	348 億円	高水準型	260／事業年度	99 億円	平成 31 年度			総額型	4,144／事業年度	7,451 億円	中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	364 億円	高水準型	260／事業年度	99 億円
	適用企業数	適用金額																																							
平成 29 年度																																									
総額型	4,144／事業年度	6,784 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	332 億円																																							
高水準型	260／事業年度	99 億円																																							
平成 30 年度																																									
総額型	4,144／事業年度	7,109 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	348 億円																																							
高水準型	260／事業年度	99 億円																																							
平成 31 年度																																									
総額型	4,144／事業年度	7,451 億円																																							
中小企業技術基盤強化税制	6,056／事業年度	364 億円																																							
高水準型	260／事業年度	99 億円																																							

③

効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。

しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%以上」という目標を達成できていない。

対GDP研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究開発投資額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比4%以上」及び「民間研究開発投資費の対GDP比3%以上」を達成することができるものと考えられる。

○租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果:6,845億円、②雇用創出効果:約83万人、③税収効果:約1,298億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果がある。平成28年度経済産業省アンケート調査でも、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成26年度における民間研究開発投資押し上げ額は12,306億円(528,147百万円 × 2.33倍 = 1,230,583百万円)。

また、平成26年度の民間研究開発投資額135,864億円(実績)に対しては、約9.1%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階

			(中小企業等について 12%、25%の 2 段階)) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。 ○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。 ○高水準型の適用期限の延長(3 年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。 ○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。 ○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33 倍) ・平成29年度の減税(6, 609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果: 6, 536億円、②雇用創出効果: 約79万人、③税收効果: 約1, 240億円 (中小企業技術基盤強化税制) ・平成 29 年度減収見込額315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33 倍) ・平成29年度の減収(315億円分)が、平成 29 年度から平成 39 年度までの10年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果: 309億円、②雇用創出効果: 約3. 8万人、③税收効果: 58. 7億円 さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組
--	--	--	---

			む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い（75.5%、主要国中トップ）。 ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している（98.1%）。 ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない（1.06%、主要国中最低）。 すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果（負の外部経済性）があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。 特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。

			主要国の研究開発税制の動向																																
			<table><tr><td>日本</td><td></td><td></td><td>総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法</td><td>2014 増加型の控除率について、増加倍率に応じて大きく異なる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか</td><td>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)</td></tr><tr><td>米国</td><td></td><td></td><td>恒久措置 内国歳入法</td><td>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）</td><td>法人実効税率 39.00%※</td></tr><tr><td>英国</td><td></td><td></td><td>恒久措置 法人税法</td><td>2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td><td>法人実効税率 21.00%</td></tr><tr><td>仏国</td><td></td><td></td><td>恒久措置 フランス税法</td><td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ</td><td>法人実効税率 33.33%</td></tr><tr><td>韓国</td><td></td><td></td><td>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td><td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）</td><td>法人実効税率 24.20%</td></tr></table>	日本			総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加倍率に応じて大きく異なる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)	米国			恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※	英国			恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%	仏国			恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%	韓国			恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%		
日本			総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加倍率に応じて大きく異なる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I 型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)																														
米国			恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※																														
英国			恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%																														
仏国			恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%																														
韓国			恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%																														
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担		予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。																																
③	地方公共団体が協力する相当性		地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。																																
11	有識者の見解		—																																
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月【H26 総務 06】																																

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数

大企業：6,040 × (16+12 / 5,181+5,368) = 16 件

※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

- ・平成 27 年度適用金額

大企業：28,580 × (151+123 / 23,972+27,264) = 153 百万円

※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

- ・平成 26 年度集計結果

適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）

適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）

- ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9
適用総額：3,803 百万円

- ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130
推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528, 147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239, 126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239, 126/528, 147=45.3%)
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258, 169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
(258, 169 百万円÷45.3%=570, 208 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643, 069 百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4, 230 百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72, 861 百万円の改正減収見込み額とし、試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4, 230 百万円の改正減収見込み額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2, 918 百万円。
7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込み額は▲1, 316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4, 144 社）とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6, 040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込み額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率：177/306=57.8%)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(2,128 百万円÷57.8%=3,681 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】【減収見込み額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の増加型の活用実績は、103,493 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約 53.6%。
(カバー率： $103,493/55,521=53.6\%$)
3. 当該カバー率（53.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。
($46,187 \text{ 百万円} \div 53.6\% = 86,095 \text{ 百万円}$)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税7) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税5) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)(上乗せ措置については、税額控除(10%)%又は即時償却)の選択適用を認めるもの。 本措置の対象設備に器具備品と建物附属設備を追加。上乗せ措置について「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直し、適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3、第22条の25
4	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年～平成31年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト以上→3.5ト以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)

			平成 26 年度 3年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長）、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
7	適用又は延長期間		平成 30 年度末まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。中小企業の設備投資を促進し、成長の底上げに不可欠な設備やIT化等に対する投資の加速化や生産性の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。 また、GDP600 兆円の実現に向けては、産業全体の 7 割超を占めるサービス業の生産性の向上を図り地域経済において好循環を生み出していくことが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針 2016 等でもその必要性が記載されている。サービス業は地域経済の雇用を多く担っており、人口減が想定される中で、サービス業において生産性を向上し、雇用の確保や給与水準等を維持することは、地域経済の維持・拡大という側面から不可欠であり、また喫緊の課題である。 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ⑤ サービス産業の生産性向上 雇用、GDPの7割超を占め、生産性向上の潜在可能性が高いサービス産業において、生産性革命を推進し、賃金引上げの環境を整備するとともに、労働力不足の克服を図る。 (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援 中堅・中小企業・小規模事業者が第4次産業革命に対応できるよう、IT専門家の派遣等により、ICT投資やIT人材の育成を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づく生産性向上に向けた取組等を推進するとともに、省エネ及び省力化投資への支援、国内外の販路開拓等の支援、経営相談支援体制の強化等を通じた収益力向上等による中小企業・小規模事業者の経営基盤強化を図る。 「日本一億総活躍プラン」 2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向（同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善） また、GDP の7割を占めるサービス産業の賃金を改善していくためには、

		生産性向上が不可欠である。サービスの質を見える化し、トラック運送、旅館、卸・小売業などの分野で、業種の特性に沿った指針を策定し、法的枠組みに基づく税制や金融による支援を集中的に行うことにより、サービス業が適正な価格を課することができる取引慣行を確立する。 5. 「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けた取組の方向 (1) 第4次産業革命 第4次産業革命を我が国全体に普及させる鍵は、中堅・中小企業である。中堅・中小企業のニーズに寄り添い、現場目線で IT やロボットの導入が進められるよう支援する。 (7) サービス産業の生産性向上 サービス産業は我が国の GDP の約7割を占め、地域の雇用と経済も支えている。中堅・中小企業も多いサービス産業の生産性の向上無くして、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感はできない。トラック、旅館、卸・小売業等7分野等の生産性をデータ・IT の利活用や中小企業支援機関等の支援によって向上させる。 (8) 中堅・中小企業・小規模事業者の革新 中堅・中小企業・小規模事業者の活性化・生産性向上なしに、地域経済の活性化はない。地域の中核企業となる中堅企業等の世界市場への挑戦を後押しするとともに、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針を活用して経営力の強化を図りつつ、中小企業支援機関等とも協力しながら、IT 利活用や省力化のための投資の促進など、中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた生産性の向上を支援する。 「日本再興戦略 2015」 2. 未来投資に向けた制度改革 我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。 《KPI》今後3年間(2018 年度まで)のうちに、設備投資を年間 80 兆円程度に拡大させることを目指す。
②	政策体系における政策目的の位置付け	平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年6月策定、28 年3月改正)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政民営化の着実な推進
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。

			①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。 上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																																																				
9	有効性等	① 適用数等	○適用件数及び適用額 (単位：件、億円) <table><tr><td></td><td>平成 25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>50,830</td><td>61,538</td><td>61,538</td><td>61,538</td><td>85,959</td><td>85,959</td><td>85,959</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2,791</td><td>3,486</td><td>3,486</td><td>3,486</td><td>4,804</td><td>4,804</td><td>4,804</td></tr></table> ※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別添参照 ○利用業種 <table><tr><td>業種</td><td>農林水産業</td><td>鉱業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>卸売業</td><td>小売業</td></tr><tr><td>割合 (%)</td><td>2.9%</td><td>0.7%</td><td>20.2%</td><td>32.0%</td><td>8.9%</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>業種</td><td>料理飲食旅館業</td><td>金融保険業</td><td>不動産業</td><td>運輸通信公益事業</td><td>サービス業</td><td>その他</td></tr><tr><td>割合 (%)</td><td>0.6%</td><td>0.8%</td><td>0.7%</td><td>11.1%</td><td>15.7%</td><td>0.8%</td></tr></table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書		平成 25	26	27	28	29	30	31	適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959	適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%	業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他	割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
適用件数	50,830	61,538	61,538	61,538	85,959	85,959	85,959																																																
適用額	2,791	3,486	3,486	3,486	4,804	4,804	4,804																																																
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																																																	
割合 (%)	2.9%	0.7%	20.2%	32.0%	8.9%	5.6%																																																	
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他																																																	
割合 (%)	0.6%	0.8%	0.7%	11.1%	15.7%	0.8%																																																	
		② 減収額	○減収額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>平成 25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>法人税</td><td>611</td><td>761</td><td>761</td><td>761</td><td>1,063</td><td>1,063</td><td>1,063</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>79</td><td>98</td><td>98</td><td>98</td><td>137</td><td>137</td><td>137</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>44</td><td>52</td><td>52</td><td>52</td><td>73</td><td>73</td><td>73</td></tr></table> ※平成 25 年～平成 26 年 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 平成 27 年以降の算定根拠については、別添参照		平成 25	26	27	28	29	30	31	法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063	法人住民税	79	98	98	98	137	137	137	法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																				
	平成 25	26	27	28	29	30	31																																																
法人税	611	761	761	761	1,063	1,063	1,063																																																
法人住民税	79	98	98	98	137	137	137																																																
法人事業税	44	52	52	52	73	73	73																																																
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きが見られており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 <table><tr><th colspan="2">年・期</th><th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th><th colspan="2">設備投資実施企業割合</th><th colspan="2">生産・営業用設備判断 DI</th></tr><tr><td rowspan="3">25 年</td><td>I</td><td>53.7</td><td>年間</td><td>31.4</td><td>年間</td><td>6</td><td>年間</td></tr><tr><td>II</td><td>55.6</td><td>平均値</td><td>32.9</td><td>平均値</td><td>5</td><td>平均値</td></tr><tr><td>III</td><td>55.4</td><td>55.0</td><td>33.9</td><td>33.9</td><td>3</td><td>3.5</td></tr></table>	年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI		25 年	I	53.7	年間	31.4	年間	6	年間	II	55.6	平均値	32.9	平均値	5	平均値	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5																						
年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI																																																	
25 年	I	53.7	年間	31.4	年間	6	年間																																																
	II	55.6	平均値	32.9	平均値	5	平均値																																																
	III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5																																																

				IV	55.4		37.2		0	
26 年				I	54.9	年間	37.6	年間	-1	年間
				II	54.8	平均値	35.7	平均値	0	平均値
				III	56.0	54.8	36.8	37.0	-1	-0.8
				IV	53.7		38		-1	
27 年				I	55.4	年間	37.8	年間	-2	年間
				II	53.9	平均値	38.2	平均値	0	平均値
				III	54.7	55.0	38.8	38.6	-1	-1.0
				IV	55.9		39.4		-1	
(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」										
《税収減を是認するような効果の有無》 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約2割が設備投資、約2.5割が雇用拡大・賃上げ等の再投資に回るとのアンケート結果がある。 (※中小企業庁委託調査のアンケート結果による) また、本税制措置によって、新規創業の促進や労働所得の向上等を通じて、減収額に対して、少なくとも約1.3倍のGDP押し上げ効果が得られているとの試算がある。(※中小企業庁委託調査による試算) 拡充要望では、器具備品と建物附属設備を広く対象設備としており、これらはサービス業の設備投資において取得される割合が高いことから、サービス業の生産性の向上を図るためには不可欠な見直しである。										
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。 本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされている。 拡充要望は、器具備品と建物附属設備を広く対象設備として追加し、上乗せ措置については、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備への見直し等を行うことで、サービス業の生産性向上にも資する制度と						

			するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域における雇用の維持・創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月【H25 総務 04】

中小企業投資促進税制（適用件数見込み・減収額見込み推計）

1. 減収額見込み

（１）特定生産性向上設備等の減収額の推計

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成 26 年度実績をベースに「特定生産性向上設備等」（上乗せ措置）について、器具備品及び建物附属設備を拡充した場合の減収額を推計

i) 特定生産性向上設備等（以下、「上乗せ措置」）

適用額 特別償却 881 億円 減収額 147 億円※

税額控除 64 億円 減収額 64 億円

※中小企業投資促進税制全体の特別償却による減税額と特別償却額の適用金額の割合から算出

特別償却による減収額 547 億円 ÷ 特別償却適用額 3,272 億円 = 16.7 %

上記 i を全体の減収額から差し引き、特定生産性向上設備等以外の設備における減収額を算出

ii) 特定生産性向上設備等以外の設備（以下、「通常措置」）

減収額 特別償却 400 億円

税額控除 150 億円

（出所）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成 26 年度）

（２）設備毎の減収額の推計

上記減収額から、適用実態調査及び中小企業実態基本調査から、設備毎の減収額を算出し、内閣府「民間企業投資・除却調査」による、中小企業（資本金 1 億円以下）が設備投資している機械装置と器具備品・建物附属設備の割合を乗じて、器具備品及び建物附属設備を対象とした場合の減収額を算出。また、上乗せ措置においては A 類型：B 類型で 3：7 と仮定し、B 類型の場合今回の見直しで、主務官庁による認定と変更するため、認定数が半数になるとする。

○通常措置 550 億円

機械装置 402 億円（73%）

器具備品等 17 億円（3%）

ソフトウェア 33 億円（6%）

○上乗せ措置 211 億円

機械装置 187 億円（89%）

器具備品等 9 億円（4%）

ソフトウェア 14 億円（7%）

A 類型：B 類型 = 3:7 と仮定

機械装置に対する器具備品の割合 46%

建物附属設備の割合 30% ※内閣府「民間企業投資・除却調査」

○拡充される器具備品の減収額

器具備品（機械装置）589 億円 × 46% = 270 億円 - （既存分）26 億円 = 245 億円 (A)

建物附属設備（機械装置）589 億円 × 30% = 176 億円 (B)

上乗せ措置のB類型を認定することに係る縮減

既存部分（器具備品除く） 202 億円 $\times 0.7 \times 0.5 = 70$ 億円 (C)

器具備品 上乗せ措置（機械装置） 211 億円 $\times 46\% \times 0.7 \times 0.5 = 30$ 億円 (D)

建物附属設備 上乗せ措置 211 億円 $\times 46\% \times 0.7 \times 0.5 = 19$ 億円 (E)

拡充額 (A) 245 億円 + (B) 176 億円 - (C) 70 億円 - (D) 30 億円 - (E) 19 億円 $\div 302$ 億円

(3) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して減収額を算出。

平成 25 年度 611 億円（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 761 億円（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 761 億円

平成 28 年度 761 億円

平成 29 年度 1,063 億円（761 億円 + 302 億円）

平成 30 年度 1,063 億円

平成 31 年度 1,063 億円

2. 適用件数見込み

(1) 適用実態調査から 1 件あたりの減収額を算出。

減収額 特別償却 547 億円 $\div 31,728$ 件 = 172.4 万円/件

税額控除 214 億円 $\div 29,810$ 件 = 71.79 万円/件

減収額（拡充分） 特別償却 217 億円 $\div 0.01724$ 億円/件 = 12,591 件

税額控除 85 億円 $\div 0.00718$ 億円/件 = 11,830 件

計 24,421 件

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用件数を算出

平成 25 年度 50,830 件（平成 25 年度実績）

平成 26 年度 61,538 件（平成 26 年度実績）

平成 27 年度 61,538 件

平成 28 年度 61,538 件

平成 29 年度 85,959 件（61,538 件（平成 26 年度実績）+ 24,421 件）

平成 30 年度 85,959 件

平成 31 年度 85,959 件

3. 適用金額見込み

(1) 適用実態調査から適用額と減収額の割合を算出し、拡充したときの適用額を算出。

$$\begin{array}{rcl} \text{減収額} & \text{特別償却} & 547 \text{ 億円} \\ & \div & \text{適用額} \quad 3,272 \text{ 億円} \\ & & = 17.6\% \\ & \text{税額控除} & 214 \text{ 億円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{減収額 (拡充分)} & \text{特別償却} & 217 \text{ 億円} \\ & \div & 17.6\% \\ & & = \text{適用額} \quad 1,233 \text{ 億円} \\ & \text{税額控除} & 85 \text{ 億円} \\ & & = \text{適用額} \quad 85 \text{ 億円} \\ & & \text{適用額 計} \quad 1,318 \text{ 億円} \end{array}$$

(2) 既存部分については、平成 26 年度実績と同等で推移すると仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出

平成 25 年度	2,791 億円 (平成 25 年度実績)
平成 26 年度	3,486 億円 (平成 26 年度実績)
平成 27 年度	3,486 億円
平成 28 年度	3,486 億円
平成 29 年度	4,804 億円 (3,486 億円 (平成 26 年度実績) + 1,318 億円)
平成 30 年度	4,804 億円
平成 31 年度	4,804 億円

4. 地方税減収見込み額

○現行措置部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

$$76,100 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 0.129 (\text{※2}) = 9,817 \text{ 百万円(A)}$$

(※1) 平成 26 年度の国税減収実績額 (適用実態調査)

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

$$54,700 \text{ 百万円} (\text{※3}) \times 0.067 (\text{※4}) = 3,665 \text{ 百万円(B)}$$

$$3,665 \text{ 百万円} \times 0.432 (\text{※5}) = 1,583 \text{ 百万円(C)}$$

(3) 減収額合計

$$(A) 9,817 \text{ 百万円} + (B) 3,665 \text{ 百万円} + (C) 1,583 \text{ 百万円} = \underline{15,065 \text{ 百万円}}$$

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○拡充部分の減収見込額

(1) 法人住民税の減収額

$$30,200 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 0.129 (\text{※2}) = 3,896 \text{ 百万円(A)}$$

(※1) 拡充部分の国税減収見込額 算出根拠は上記参照

(※2) 法人住民税率

(2) 法人事業税の減収額

21,700 百万円 (※3) $\times$ 0.067 (※4) = 1,454 百万円(B)

1,454 百万円 $\times$ 0.432 (※5) = 628 百万円(C)

(3) 減収額合計

(A)3,896 百万円 + (B)1,454 百万円 + (C) 628 百万円 = 5,979 百万円

(※3) 特別償却による所得の減収額

(※4) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※5) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

○減収額合計

現行措置部分は平成 26 年度実績と同等と仮定し、また拡充部分についても平成 29 年以降同様と仮定して適用金額を算出。

平成 25 年度 12,315 百万円 (平成 25 年度実績)

平成 26 年度 15,065 百万円 (平成 26 年度実績)

平成 27 年度 15,065 百万円

平成 28 年度 15,065 百万円

平成 29 年度 21,044 百万円 (15,065 百万円 (平成 26 年度実績) + 5,979 百万円)

平成 30 年度 21,044 百万円

平成 31 年度 21,044 百万円

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税9) (法人住民税、事業税:義、事業所税:外)(地方税7) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1) 国税 (情報通信産業振興地域) ア 投資税額控除(法人税) ・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 (ア) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% (イ) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・法人税額の 20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額 20 億円 ・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 (情報通信産業特別地区) イ 所得控除(法人税)(※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度) ・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後 10 年間) (2) 地方税 (情報通信産業振興地域) ア 法人住民税及び事業税 ・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 イ 事業所税 ・那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除 (3) 上記の適用期限(平成 29 年3月 31 日)を5年間延長する。 《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63

			租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 90 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 18、第 22 条の 26、第 22 条の 61 地方税法 附則第 33 条 地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
4	担当部局		総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：平成 28 年 8 月 分析対象期間：平成 24 年度～33 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成 10 年 ・情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充（常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和） 平成 24 年 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成 26 年 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10 人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ（機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超）
7	適用又は延長期間		5年間（平成 29 年度～平成 33 年度）
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつそ

			の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 3～8項 (略) (情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 (略) ○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。
--	--	--	---

			特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。																																																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 Ⅴ. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進																																																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 33 年度 進出後に税を活用した企業数 37 社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人																																																		
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。																																																		
9	有効性等	① 適用数等	1. 税制優遇措置の適用状況 ○国税及び地方税の特例措置の適用状況 (単位: 件、百万円) <table><tr><td></td><td></td><td>H24 年</td><td>H25 年</td><td>H26 年</td><td>H27 年</td></tr><tr><td rowspan="2">所得控除</td><td>適用件数</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0.6</td><td>0</td><td>0</td><td>0.9</td></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>11</td><td>11</td><td>13</td><td>12</td></tr><tr><td>適用額</td><td>852.6</td><td>680.1</td><td>693.2</td><td>531.8</td></tr><tr><td rowspan="2">法人住民税</td><td>適用件数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>適用額</td><td>147.8</td><td>117.7</td><td>119.8</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">事業税</td><td>適用件数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0.06</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td></tr></table>			H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	所得控除	適用件数	1	0	0	1	適用額	0.6	0	0	0.9	投資税額控除	適用件数	11	11	13	12	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8	法人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	147.8	117.7	119.8	—	事業税	適用件数	—	—	—	—	適用額	0.06	0	0	—
		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年																																																
所得控除	適用件数	1	0	0	1																																																
	適用額	0.6	0	0	0.9																																																
投資税額控除	適用件数	11	11	13	12																																																
	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8																																																
法人住民税	適用件数	—	—	—	—																																																
	適用額	147.8	117.7	119.8	—																																																
事業税	適用件数	—	—	—	—																																																
	適用額	0.06	0	0	—																																																

③

効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況
(過去3年間の実現状況)

・進出後に税を活用した企業数

	H25 年度	H26 年度	H27 年度
企業数	11 社	13 社	13 社

※ 国税を活用した企業数。

※ 平成 25 年度及び平成 26 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から引用。平成 27 年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果から引用。

・これまでの活用企業による雇用者数： 5,929 人

※ 沖縄県調べ。

※ 沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去3年間に税制を活用した企業 14 社における雇用者数。

(平成 28 年度以降の見込み)

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	16	19	23	27	32	37
雇用者数	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670

※ 企業数については、進出後に税制を活用する推定企業数。

※ 雇用者数については、当該活用企業による想定雇用者数。平成 25 年度から平成 27 年度までの実績を勘案し、1 企業当たり 424 名雇用すると仮定(5,929 人/14 社)

2. 所期の目標の実現状況

所期の目標：

・情報通信関連企業の立地数を平成 33 年度までに 440 社とする。

・立地企業による雇用者数を平成 33 年度までに 4.2 万人とする。

実現状況：

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
立地企業数	263	301	346	387
雇用者数	23, 741	24, 869	25, 912	26, 627

・立地企業数については、所期の目標達成に向けて順調に増加している。雇用者数については、増加しているものの、所期の目標達成に向けて一層の伸長が必要。

3. 所期の目標の変更について

前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。

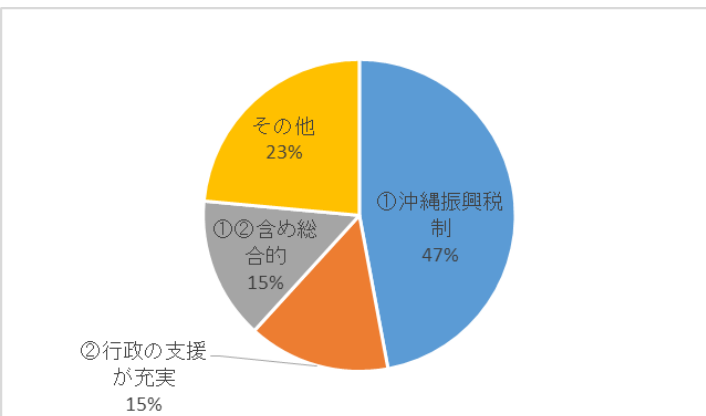
4. 租税特別措置等による波及効果

本税制は、企業の沖縄進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち47%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。

なお、平成26年度に制度を拡充したことで立地促進の効果が高まり、県内への企業進出を更に押し上げる効果があった。具体的には、平成20年度から平成25年度までは年平均約23社が進出ことに対して、平成26年度・平成27年度はそれぞれ45社、41社が沖縄進出を果たした。

<参考：沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果>

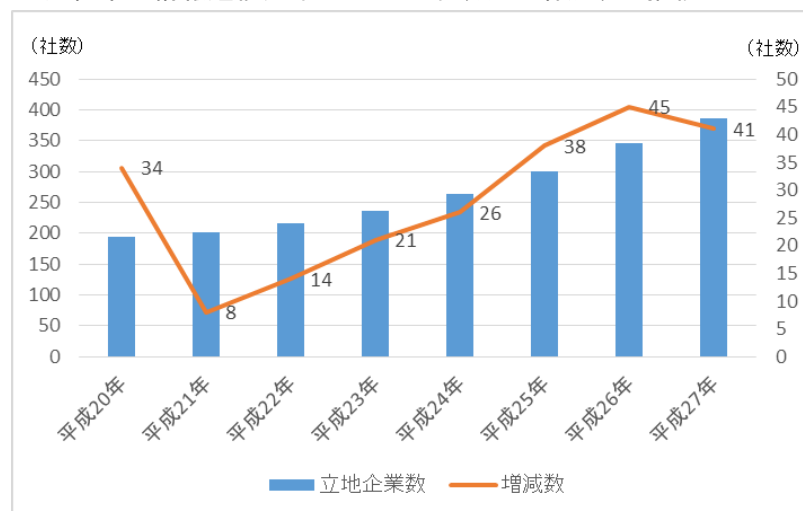
・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合



※回答者数は70名。

<参考：立地企業数の推移>

・沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移



・立地増加企業数の平均

平成20年～平成25年：23.5社

平成26年・平成27年：43社

※立地企業数は沖縄県調べ。

				5. 制度が延長できない場合の影響 本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。 上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成 26 年度に制度を拡充した結果、沖縄県内への企業進出数も増加しており、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。 本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまうことになりかねず、結果として企業進出の低迷や撤退及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことにより、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。
				《税収減を是認するような効果の有無》 本制度は、情報通信関連企業の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 6,000 人の雇用を生んでいるところ。 そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 360 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 532 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。 ・税活用企業による雇用者数： 5,929 人 ・沖縄県の労働生産性： 6,057,565 円 → 県内総生産の押し上げ効果： 359.2 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)に基づいて試算) また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の情報通信産業の振興・雇用創出の観点から減収是認に足る効果のある施策と考えられる。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、情報通信産業振興地域・特区内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。 また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、情報通信産業の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。 なお、補助金は、自己式による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。 そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。

		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
11	有識者の見解			—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 25 年8月【H25 総務 10】

平成 28 年 8 月
総 務 省

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位: 件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
	件数	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
26 年度	1	0	0	0	13	693	693
27 年度	2	1	1	0	12	532	532
合計		1	1	0	25	1,225	1225
年平均		1	1	0	13	613	613
1 件あたりの 適用額		1			49		

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位: 件、%)

項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	237	263	301	346	387	1,534
増加数	21	26	38	45	41	171
増加率	9.7%	11.0%	14.4%	15.0%	11.8%	12.5%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 12.5%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 事業認定については、3 年間で 5 件認定する見込みであることから、年 2 件のベースで増加する。

仮定③: 認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.4%とする。

※ 投資税額控除件数 25 件 ÷ 立地企業数 733 件 = 3.4%

仮定⑥:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 49 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,225 百万円 ÷ 投資税額控除件数 25 件 = 49 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数	事業認 定	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	① 件数	② 件数	③ 件数	④ 適用額 (③×1)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.4%)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×49)	
平成 28	435	4	1	1	0	15	735	735
平成 29	489	6	2	2	0	17	833	833
平成 30	550	8	4	4	1	19	931	932
平成 31	619	10	6	6	1	21	1,029	1,030
平成 32	696	12	8	8	2	24	1,176	1,176
平成 33	783	14	10	10	2	27	1,323	1,323
合計			31	31	6	123	6,027	6,033
平年度			5	5	1	21	1,005	1,006

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
2	対象税目	(法人住民税:義)(地方税4) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《制度概要》 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) 《要望内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 そのため、第4次産業革命を強力に推進するため、第4次産業革命型の高付加価値サービスの開発を新たに支援対象に追加する(定義の見直し)。 また、ビジネスモデルが大きく変貌し、経営の不確実性が高まる中、研究開発投資をしっかりと後押しし、対GDP比4%等の目標の着実な実現を図るため、研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入するとともに、中小企業向け支援を強化する等の充実を図る。 ー試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ー総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業等については、12%、25%の2段階)) ー高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) ー特別試験研究費税額控除制度(以下、オープンイノベーション型という。) の運用改善 《関係条項》 地方税法第23条第1項第4号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項4号
4	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長

			平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置) 平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。 平成27年度 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限を30%(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度5%)にするとともに、両制度を恒久措置に改組。 オープンイノベーション型について、①控除率を12%から20%又は30%へ引上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)を拡大。 繰越控除制度の廃止。
7	適用又は延長期間		○ 試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○ 増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%)(中小企業者等については、12%、25%) ○ オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○ 高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成26年度:19.0兆円)の約7割(同:13.6兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比で3%以上とする。

		《政策目的の根拠》 ○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略) ○成長戦略(日本再興戦略改訂2016)[平成28年6月2日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 (2)新たに講ずべき具体的施策 i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。 ○科学技術イノベーション総合戦略2016[平成28年5月24日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。 ○経済財政運営と改革の基本的方針2016(骨太の方針)[平成28年6月2日閣議決定] 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 (1)生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～(略)～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。
②	政策体系における政策目的の位置付け	○政策評価体系 平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 ○第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定] 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保

		第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～（中略）～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略） ○成長戦略（日本再興戦略改訂2016）〔平成28年6月2日閣議決定〕 Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 i）イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ 研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）。 また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。 ○科学技術イノベーション総合戦略2016〔平成28年5月24日閣議決定〕 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 （1）オープンイノベーションを創出する仕組みの強化 研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを促進する。 ○経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）〔平成28年6月2日閣議決定〕 第2章 成長と分配の好循環の実現 2 成長戦略の加速等 （1）生産性革命に向けた取組の加速 ③ 研究開発投資の促進 ～（略）～民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年（平成32年）までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とするとともに、（以下略）
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文（Kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省（中小企業庁）アンケート調査では約65%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

9	有効性等	① 適用数等	国税及び地方税における中小企業者等利用実績 平成 24 年度 5,528 法人 平成 25 年度 6,067 法人 平成 26 年度 6,221 法人 平成 27 年度 6,994 法人(見込み) 平成 28 年度 6,994 法人(見込み) 平成 29 年度 6,994 法人(見込み) 平成 30 年度 6,994 法人(見込み) 平成 31 年度 6,994 法人(見込み) ※平成 24～26 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 27 年度は、「平成 28 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出した法人数における(以下(参考)に記載の法人数)、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における適用法人数を合計した数値としている。 ※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度は、平成 27 年度推計値と同数とした。 (参考) ○国税利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金 1 億円以下)) ○適用事業者(法人)数 <総額型(拡充)> 平成 24 年度 3,297 法人(842 法人) 平成 25 年度 3,733 法人(886 法人) 平成 26 年度 3,707 法人(853 法人) 平成 27 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) 平成 28 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 24 年度 4,706 法人(4,686 法人) 平成 25 年度 5,197 法人(5,181 法人) 平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) 平成 28 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み) <高水準型(延長)> 平成 24 年度 131 法人(81 法人) 平成 25 年度 125 法人(76 法人) 平成 26 年度 130 法人(80 法人) 平成 27 年度 131 法人(81 法人)(見込み) 平成 28 年度 131 法人(81 法人)(見込み) ※適用法人数の計算方法については別紙 1 参照。 ※平成 27 年度の中小企業者等適用法人数については、平成 26 年度の適用法人数全体における中小企業者等の割合を平成 27 年度の適用法人数全体に乗じて推計している。 平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないこと
---	------	--------	---

から平成 27 年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187
サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	5,380	5,368
製造業	3,415	3,412
化学工業	458	458
機械製造業	450	450
電気機械	419	419
食料品	345	343
輸送用機械	139	139
金属製品	398	398
その他製造業	1,206	1,205
サービス業	680	680
卸売業	827	826
建設業	186	186
その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度高水準型適用件数

			業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
			総計	130	80
			製造業	73	37
			化学工業	22	6
			機械製造業	6	3
			電気機械	13	7
			食料品	2	2
			輸送用機械	3	1
			金属製品	5	4
			その他製造業	22	14
			サービス業	40	31
			卸売業	9	6
			建設業	2	1
			その他	6	5
②	減収額	【地方税における減収額】 ○総額型における減収額 平成 24 年度 7.2 億円 平成 25 年度 8.5 億円 平成 26 年度 8.8 億円 平成 27 年度 7.2 億円(見込み) 平成 28 年度 7.2 億円(見込み) 平成 29 年度 8.6 億円(見込み) 平成 30 年度 9.0 億円(見込み) 平成 31 年度 9.4 億円(見込み) ○中小企業強化基盤税制における減収額実績 平成 24 年度 36 億円 平成 25 年度 41 億円 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 41 億円(見込み) 平成 28 年度 41 億円(見込み) 平成 29 年度 43 億円(見込み) 平成 30 年度 45 億円(見込み) 平成 31 年度 47 億円(見込み) ○高水準型における減収額 平成 24 年度 0.1 億円 平成 25 年度 0.2 億円 平成 26 年度 0.2 億円 平成 27 年度 0.2 億円(見込み) 平成 28 年度 0.2 億円(見込み) 平成 29 年度 0.2 億円(見込み) 平成 30 年度 0.2 億円(見込み) 平成 31 年度 0.2 億円(見込み)			

			(減収額の算出方法) ○平成 24 年度から平成 26 年度 「租税特別措置の適用実態調査」より総額型の利用実績及び中小企業技術基盤強化税制、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者等による国税部分の減収額を算出したものに、法人住民税法人税割の税率 17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。 ○平成 27 年度から平成 31 年度 平成 28 年度経済産業省アンケート、中小企業庁アンケートより試算した以下(参考)の減収額に対し、法人住民税法人税割の税率 12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。 (参考)国税における減収額(中小企業者等) <総額型> 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円) 平成 25 年度 4,796 億円(49 億円) 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成 28 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み) 平成 29 年度 6,784 億円(67 億円)(見込み) 平成 30 年度 7,109 億円(70 億円)(見込み) 平成 31 年度 7,451 億円(73 億円)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制> 平成 24 年度 212 億円(209 億円) 平成 25 年度 241 億円(240 億円) 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 316 億円(286 億円)(見込み) 平成 28 年度 316 億円(286 億円)(見込み) 平成 29 年度 332 億円(330 億円)(見込み) 平成 30 年度 348 億円(346 億円)(見込み) 平成 31 年度 364 億円(363 億円)(見込み) <高水準型> 平成 24 年度 93 億円(0.5 億円) 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円) 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成 28 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み) 平成 29 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み) 平成 30 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み) 平成 31 年度 99 億円(1.8 億円)(見込み) ※平成 24 年度から平成 26 年度の実績額は財務省「租税特別措置の適用実態調査」より算出。 ※平成 27 年度は別紙1参照。平成 28 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 27 年度推計値と同数とした。 ※総額型及び中小企業技術基盤強化税制の減収額における将来推計については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 4.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度については、平成 29 年度税
--	--	--	--

制改正要望内容に伴う減収額の 104.8%に相当する額を平成 29 年度推計値に、平成 29 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 30 年度推計値に、また平成 31 年度推計値の 104.8%に相当する額を平成 31 年度推計値とした。高水準型の減収額将来推計については、平成 29 年度は、平成 29 年度税制改正要望内容に伴う減収額とし、平成 30 年度、平成 31 年度については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 29 年度推計値と同数とした。

(平成 28 年度経済産業省アンケート調査結果による試算)

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 11.3%と非常に高く、対売上高研究開発費の割合が高いためと考えられる。

○平成 26 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

				2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
			研究開発 投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
			民間研究 開発投資 額	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
(出典:科学技術研究調査(総務省))											
そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。 ○租税特別措置等による直接的な効果 リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 29 年度～平成 38 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果:6,845 億円、②雇用創出効果:約 83 万人、③税收効果:約 1,298 億円の効果が見込まれる。(詳細は後述) 《税收減を是認するような効果の有無》 第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間兼研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 28 年度経済産業省アンケート調査でも、約 71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 26 年度における民間研究開発投資押し上げ額は 12,306 億円(528,147 百万円 × 2.33 倍 = 1,230,583 百万円)。 また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。 ○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の 4 段階(中小企業者等について 12%、25%の 2 段階)) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第 5 期科学技術基本計画に明示された 2020 年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。 ○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資											

			する研究開発への積極的な投資が期待できる。 ○高水準型の適用期限の延長(3年間) 現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における研究開発投資の増加が期待できる。 ○オープンイノベーション型の運用改善 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。 ○経済波及効果等 今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果があると考えられる。 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成29年度減収見込額 6,609億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:6,536億円、②雇用創出効果:約79万人、③税収効果:約1,240億円 (中小企業技術基盤強化税制の税率引上げ等) ・平成29年度減収見込額 315億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33倍) ・平成29年度の減税(315億円)が、平成29年度～平成38年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約4万人、③税収効果:約59億円 さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略2016に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。 ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。 ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。

		すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。 特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることから、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。 また、研究開発投資にはスピルオーバー効果（負の外部経済性）があり、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の維持・拡充が重要である。 特に、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。 なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。 主要国の研究開発税制の動向 <table><tr><td></td><td></td><td>総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法</td><td>2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか</td><td>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 内国歳入法</td><td>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）</td><td>法人実効税率 39.00%※</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 法人税法</td><td>2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td><td>法人実効税率 21.00%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 フランス税法</td><td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ</td><td>法人実効税率 33.33%</td></tr><tr><td></td><td></td><td>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td><td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）</td><td>法人実効税率 24.20%</td></tr></table>			総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)			恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※			恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%			恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%			恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%
		総額型：恒久 上乗せ型：時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる（最大30%）制度に改組（改正前は、一律5%） 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ（20%→25%）、O I型の控除率の大幅な拡充（12%→20%または30%）ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)																							
		恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化（2016年より措置）	法人実効税率 39.00%※																							
		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ（50%→75%：08fy→100%：11fy→125%：12fy） 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%																							
		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%																							
		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率）	法人実効税率 24.20%																							
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野																									

			等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策（オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第 23 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 26 年 8 月【H26 総務 06】

平成 27 年度、平成 28 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 26 年度実績）

- ・ 総額型：
 - 適用件数：3,707（うち中小企業：843）
 - 適用総額：528,147 百万円（うち中小企業：5,138 百万円）
- ・ 中小企業技術基盤強化税制：
 - 適用件数：5,380（うち中小企業：5,368）
 - 適用総額：27,387 百万円（うち中小企業：27,264 百万円）
- ・ 高水準：
 - 適用件数：130（うち中小企業：80）
 - 適用総額：5,531 百万円（うち中小企業：104 百万円）

〔総額型〕

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
（カバー率：239,126/528,147=45.3%）
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258,169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 27 年度における総額型の見込み額とした。
（258,169 百万円÷45.3%=570,208 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、356 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型適用件数の 398 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 27 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 27 年度推計件数：398÷9.6%=4,144 件）

〔中小企業技術基盤強化税制〕

○平成 28 年度中小企業アンケート調査（平成 26 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

- ・平成 27 年度適用件数

大企業：6,040 × (16+12 / 5,181+5,368) = 16 件

※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

- ・平成 27 年度適用金額

大企業：28,580 × (151+123 / 23,972+27,264) = 153 百万円

※試算方法：中小企業者等の H27 実績 × (H25 大企業実績 + H26 大企業実績 /
H25 中小企業者等実績 + H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

○平成 28 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 26 年度実績）

- ・平成 26 年度集計結果

適用件数：9（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：6.9%）

適用総額：2,303 百万円（カバー率：41.6%）

- ・平成 27 年度集計結果 適用件数：9

適用総額：3,803 百万円

- ・平成 27 年度推計件数：9 ÷ 6.9% = 130

推計総額：3,803 百万円 ÷ 41.6% = 9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528, 147 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239, 126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。
(カバー率：239, 126/528, 147=45.3%)
3. 当該カバー率（45.3%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の総額型活用実績の 258, 169 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込額とした。
(258, 169 百万円÷45.3%=570, 208 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ 643, 069 百万円の見込額とした。また、②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴い新たに活用を受ける見込額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4, 230 百万円の見込額とした。
5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72, 861 百万円の改正減収見込額とし、試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う増減額としては、▲4, 230 百万円の改正減収見込額とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた①中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2, 918 百万円。
7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し（サービス開発の追加）に伴う減収見込額は▲1, 316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（4, 144 社）とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数（6, 040 社）とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円であり、カバー率は、約 41.6%。
(カバー率：2,303/5,531=41.6%)
3. 当該カバー率（41.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込額とした。
(3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込額とした。
5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 万円の改正減収見込額とした。

【適用見込事業者数】

- ・同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（260 社）とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。
(カバー率： $177/306=57.8\%$)
3. 当該カバー率（57.8%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。
($2,128 \text{ 百万円} \div 57.8\% = 3,681 \text{ 百万円}$)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成 29 年度の適用見込事業者数（508 社）とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】**【減収見込額】**

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の増加型の活用実績は、103,493 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約 53.6%。
(カバー率： $103,493 / 55,521 = 53.6\%$)
3. 当該カバー率（53.6%）を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込額とした。
($46,187 \text{ 百万円} \div 53.6\% = 86,095 \text{ 百万円}$)

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
2	対象税目	法人税:義 ・ 所得税:外
3	租税特別措置等の内容	《内容》 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%）。 《関係条項》 ・離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 19 条 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56
4	担当部局	総務省地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 25 年度～27 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 5 年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成 7 年度 適用期限の2年延長 平成 9 年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成 11 年度 適用期限の2年延長 平成 13 年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 15 年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 適用期限の2年延長 平成 19 年度 適用期限の2年延長 拡充（取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ） 平成 21 年度 適用期限の2年延長 平成 23 年度 適用期限の2年延長 拡充（情報サービス業を追加） 除外（農林水産物等販売業を除外） 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充（農林水産物等販売業を追加） 拡充（取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ（資本規模により異なる）） 拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充） 平成 27 年度 適用期限の2年延長
7	適用期間	2 年間

8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。 《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2(4) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携53にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。												
		②	政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 Ⅱ.地方行財政 2.地域振興(地域力創造)												
		③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 平成28年度目標値381千人以上(離島振興対策実施地域の人口) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に行われ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献している。 平成27年度:389千人(離島振興対策実施地域・住民基本台帳に基づく人口)												
9	有効性等	①	適用数等	○適用件数及び適用額 (単位:件、百万円) <table><tr><td>区分\年度</td><td>平成25</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> (注)1 平成25～26年度は『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年2月国会提出)』を参照、27年度は適用実績について、国土交通省国土政策局離島振興課にて、関係都道県から聞き取った結果。	区分\年度	平成25	26	27	適用件数	0	2	2	適用額	0	6	6
		区分\年度	平成25	26	27											
適用件数	0	2	2													
適用額	0	6	6													
②	減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><td>区分\年度</td><td>平成25</td><td>26</td><td>27</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	区分\年度	平成25	26	27	法人税	0	2	2						
区分\年度	平成25	26	27													
法人税	0	2	2													

			(注) 前項『適用数等』に記載されている適用額を基に算出した。																
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況 (単位:千人) <table border="1"> <tr> <th>区分\年度</th><th>平成 25</th><th>26</th><th>27</th></tr> <tr> <td>人口</td><td>405</td><td>397</td><td>389</td></tr> </table> (注) 平成 25 年度から 27 年度までについては、住民基本台帳に基づく人口。 ○所期の目標の達成状況 平成 28 年度における人口を平成 25 年度から 27 年度の人口減少率から算出すると、約 381 千人となり、所期の目標(28 年度 381 千人以上)は達成される見込みである。 ○租税特別措置等による直接的な効果 <table border="1"> <tr> <th>区分\年度</th><th>平成 25</th><th>26</th><th>27</th></tr> <tr> <td>税制適用による雇用数\人</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table> 《税収減を是認するような効果の有無》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に行われ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、効果と減収額とを比較すると税収減を是認する効果がある。なお、平成 28 年度も適用を予定しており、想定外に僅少とはならない見込みである。	区分\年度	平成 25	26	27	人口	405	397	389	区分\年度	平成 25	26	27	税制適用による雇用数\人	0	1	0
区分\年度	平成 25	26	27																
人口	405	397	389																
区分\年度	平成 25	26	27																
税制適用による雇用数\人	0	1	0																
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人などの設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない																
11	有識者の見解		—																
12	評価結果の反映の方向性		本特例措置は、離島地域の経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で重要であるため、引き続き本特例措置を維持する。																

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—